

平成28年10月21日（金）

大阪合同庁舎第一号館 第一別館2階 大会議室

第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会
議 事 録

近畿地方整備局

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 開 会 | 1 |
| 2. 挨拶 | 1 |
| 3. 出席者紹介 | 1 |
| 配付資料の確認 | 2 |
| 議事の公開について | 2 |
| 4. 議 題 | |
| (1) 事前の事業間調整の手続きについて | 2 |
| (2) 寝屋川北部地下河川の事業概要書について | 4 |
| 5. そ の 他 | |
| (仮称) 淀川左岸線延伸部の事業間調整結果について | 7 |
| 6. 閉 会 | 8 |

開 会

○司会（代表幹事：近畿地方整備局 建政部 寺本部長）

それでは、時間が参りましたので、ただいまより「第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会」を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、国土交通省 近畿地方整備局 建政部長の寺本でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

会議に先立ちまして、本幹事会の代表幹事として一言ご挨拶をさせていただきます。

挨 拶

○司会

近畿圏大深度地下使用協議会は、大深度地下使用法に基づき、近畿圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うことを目的として設置されております。

前回は7月28日に第5回幹事会が開催されたところではございますが、今回は、「寝屋川北部地下河川」について、大深度法第12条に基づく事業間調整が開始されたことを受けまして、構成機関への皆様への情報共有を図るために開催するものであります。

幹事会では、まず、国土交通本省より大深度法に基づく事業間調整の手続きの流れなどにつきましてご説明をいただきます。

次に、「寝屋川北部地下河川」の事業者である大阪府より、協議会の構成機関の皆様へ送付されました、事業概要書の内容についてご説明をいただきます。

最後に、前回の幹事会で事業概要書の内容をご説明した「(仮称)淀川左岸線延伸部」につきまして、事業予定者である近畿地方整備局より、事業間調整の結果報告をさせていただきます。

閉会は15時半頃を予定しておりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、議題に入りますが、取材の方におかれましては、後ほど本会場において、事務局より記者ブリーフィングを幹事会終了後に予定しておりますので、ここでご退室の方、お願ひ致します。それでは着座にて失礼します。

出 席 者 紹 介

○司会

本日の出席者でございますけれども、本来であれば、お一人お一人ご紹介すべきところですが、会議時間も限られておりますので、お手元にお配りしております出席者名簿と配席図によりまして、ご紹介に代えさせていただきます。

配付資料の確認

○司会

続きまして、配付資料の確認を行います。

本日の配付資料は①議事次第、②出席者名簿、③配席図、④資料1（事前の事業間調整の手続きについて）、⑤資料2（寝屋川北部地下河川の事業概要書について）、⑥資料3（事業概要書【寝屋川北部地下河川】）、⑦資料4（（仮称）淀川左岸線延伸部の事業間調整結果について）、⑧資料5（記者発表資料【（仮称）淀川左岸線延伸部】）、となっております。資料に漏れがある場合は、お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

議事の公開について

○司会

議題に入ります前に、本日の議事の取扱いにつきまして、事務局より説明させていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 計画管理課 課長）

失礼します。国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長の黒田と申します。本日はよろしくお願い致します。

本日配布した資料につきましては、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」において広く一般への公開に努めるとされていることから、幹事会終了後に行う記者ブリーフィングにおいて配布させていただくとともに、近畿地方整備局のホームページにも掲載させていただこうと考えております。

また、議事録につきましては、発言された方にご確認いただいた後、近畿地方整備局のホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、その旨ご了承いただきますようよろしくお願い致します。以上でございます。

議 事

（1）事前の事業間調整の手続きについて

○司会

それでは議事に入ります。議題（1）「事前の事業間調整の手続きについて」、国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 森課長補佐よりご説明をお願い致します。

○国土交通省（国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 森課長補佐）

国土交通省都市局 都市政策課 森と申します。私の方からは資料1について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料1でございますけれども、1枚めくっていただきまして、1ページ目で

ございます。こちら大深度地下の概要をお伝えしてございます。まず使用の認可の効果を一番上に記載しておりますけれども、首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用、道路、鉄道その他、本日の議題でございます地下河川等でございます。そういったものにつきまして使用の認可を受けることによって事前に用地の補償を行うことなく事業を実施できるという制度でございます。

それから、大深度地下空間の定義につきまして左側のポンチ絵に示してございます。まず、地下室の建設が通常行われない地下 40 m 以深の空間、建築物の基礎杭が通常設置されない支持地盤上面より 10 m 以深の空間のいずれか深い方になっております。

この大深度の制度の手続きでございますけれども、この下の方に簡単に記載してございます。

まず初めに事前の事業間調整ということで大深度地下の申請を予定している区間・区域につきまして他の事業者さんが行う事業とバッティングしないのか、する場合はぶつからないように調整を行うという手続きがございます。本日の寝屋川北部地下河川につきましてはまさにこの段階ということでございます。その調整がついて申請の準備が整いましたら、事業所管大臣へ使用の認可を申請、認可庁による審査を受けまして問題がなければ、使用の認可が下りる。こういう流れになってございます。

2 ページ目でございます。2 ページ目では今回実施されます事前の事業間調整の流れにつきまして記載をしてございます。具体的には下のフロー図で説明させていただきます。まず事業者さんである大阪府さんの方で事業概要書を作成して、事業所管大臣、今回は国交省の水管理・国土保全局でございます。こちらの方に送付します。既に 10 月 17 日に送付されているところでございます。そして国交省水管理・国土保全局から協議会の構成員さんそれぞれに 18 日以降に事業概要書が発出されておりますので、構成員の皆様におかれましては、所管する事業者さんに事業概要書の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。周知の結果、他の事業者さんから調整の申し出があれば、事業者間で適切に調整を行っていただくという流れになってございます。また並行して大阪府さんの方で事業概要書の公示・縦覧の方をやっていただいております。既に 17 日に公報に公示、それから大阪府庁等での縦覧を開始していただいているところでございます。

続きまして 1 枚めくっていただきまして 3 ページ目でございます。こちらでは所管する事業者への周知方法の例を記載してございます。周知文書による周知、それから説明会などが考えられますので、構成員さんの方で方法を選択していただければという風に考えてございます。

続きまして 4 ページ目でございます。こちらにつきましては周知の対象となり得る事業を記載してございます。前回、7 月の事業間調整の際には実際これらの事業の周知を行う際に誰が周知をするのか、例えば本省なのかそれとも出先機関なのか、もしくは都道府県さんなのか市さんなのかそういったところで判断を迷われるというようなことも聞いておりますので、今回何か迷われるような場合がございましたら、本省都市局宛でも構いませんし、地整建政部宛でも構いませんのでご相談いただければと思っております。簡単ではございますけれども資料 1 の説明を終わります。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(2) 寝屋川北部地下河川の事業概要書について

○司会

続きまして議題(2)「寝屋川北部地下河川の事業概要書について」、大阪府寝屋川水系改修工営所よりご説明をお願い致します。

○寝屋川水系改修工営所(大阪府寝屋川水系改修工営所 福森所長)

まずご挨拶から、大阪府寝屋川水系改修工営所 所長の福森でございます。本日は寝屋川北部地下河川の大深度使用に関わる事業概要書の説明の機会をいただきましてどうもありがとうございます。引き続き担当の辻内課長の方からご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○寝屋川水系改修工営所(大阪府寝屋川水系改修工営所 工務課 辻内課長)

辻内でございます。そうしましたら事業概要書の内容についてご説明差し上げます。座らせて頂きます。

まず寝屋川流域ですけれども、大阪市東部を含む12市にまたがっております。その面積が267.6km²、東西を生駒山地・上町大地、南北を淀川と大和川に囲まれた盆地状の地形となっております。流域の人口は27万3千人で大阪府の約3分の1です。市街化の進展に伴い資産も蓄積されているところです。寝屋川流域の特徴としましては、生駒山地沿い、図面上緑の区域ですけれども、それを除いた流域面積75%の面積の区域で土地よりも河川が高い、いわゆる雨水排水をポンプ場に頼らなければならない「内水域」となっております。また河川の水位が生駒山の山裾付近まで大阪湾の潮位により変動する「感潮河川」となっております。高低差がほとんどない、「緩流河川」となっております。さらにこの流域に降った雨の出口は大阪城の北側でございます京橋口という1箇所となっております。非常に厳しい治水環境の流域でございます。さらに昭和40年代の高度経済成長における急激な都市化に伴いまして、保水・遊水機能が失われ、雨水の流出が早く、多くなっております。その上、地下水の過剰取水による地盤沈下まで起こりまして、元々低い土地がさらに下がってしまうという治水環境が厳しくなっております。そこで寝屋川流域は昭和63年から総合治水対策特定河川の指定を受けまして平成18年には流域全体で総合治水対策を推進するために特定都市河川法に基づく特定都市河川流域に指定して参りました。現在平成27年3月31日に策定しました淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画の認可に基づいて治水対策を進めているところでございます。

治水施設の整備に伴いまして、近年浸水被害が大幅に減少してきてはいるんですけれども、近年でも平成25年8月に流域南部で起きました時間最大雨量60~80mmの雨で床上浸水2500戸、床下浸水1万7千戸というまだまだ被害が起こっている流域でございます。

本日ご説明申し上げます寝屋川北部地下河川でございますが、延長約 14.3km の地下トンネルをシールド工法を用いて整備するもので、一番下流の寝屋川北部地下放水路ポンプ場から一番上流の讃良立坑までの 11.2km の本線と本線途中に赤く図示している鶴見立坑から松生立坑までの延長約 3.1km の枝線で構成されております。流域北部である寝屋川市、大東市、門真市、守口市、大阪市の 5 市の浸水被害の軽減に寄与する計画となっております。

地下河川は下流のポンプ場まで完成してはじめて流す施設となりますけれども、この流す施設となるまでの間、黄色で図示している完成したトンネルを暫定的に一時的に洪水を貯留する地下調節池として供用しています。鶴見立坑から讃良立坑までの 6.6km の区間で現在 20 万 m³貯留する地下調節池として供用しています。現在赤く図示している箇所は守口市域から茨田線まで平成 32 年度までの完成を目標に施工中でございます。未完成の緑色で図示している区間ですけれども、鶴見立坑から下流へ 4.6km のトンネルとポンプ施設となっております。未完成の区間の一部は現在設置されていない都市計画道路の下に設置する計画となっております。しかし、現時点で都市計画道路の事業化の見通しも立っていない中、地下河川上流では暫定的な地下貯留施設としての整備が着々と進んでおります。頻繁に発生する浸水被害のさらなる軽減に向け一日も早く流す施設として完成が待たれている状況です。

そこで、大阪内環状線からポンプ場までの約 3.5km の区間で早期に地下河川を完成させ、浸水被害の軽減効果を飛躍的に向上させるために大深度地下を使用するという動きになっております。

大深度の平面ルートのご決定でございますけれども、平面ルートにつきましては案 1 は、元々ある都市計画道路下に通したものの、案 2 は大深度のルートを直線で結んだ案、この二つの案について比較をさせていただきます。結果としましては、案 1 が一部の区間に既に供用されている道路があり、また、元々の都市計画道路の下ということがございまして、住民の皆様へのご説明も案 2 と比較すると容易であり、この区間につきましては既に道路が出来上がっていることもありまして大深度法の申請も必要ないということもございます。

これらのことを客観的に比較しましたところ、案 1 の方が費用対効果が高くなりましたので、案 1 を現在採用しています。

深さにつきましては淀川左岸線さんとも協議させていただいて、同じような考え方に基きまして、更に、学識経験者の意見も加味して、今現在の最下流端で土被り約 72 m という深さに設定してございます。

現在都市計画変更の手続きに向けて進めております。平成 27 年 12 月に住民説明会を開催済みで、平成 28 年度中の告示を予定しております。

続きまして事業概要書の説明に入らせて頂きます。資料 3 もあわせてご覧いただければと思います。まず事業者の名前は大阪府知事、事業の種類は一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業です。事業区域①～③とございますが、①は先ほど申し上げました現道の下流側からポンプ場までの区間、現道の上流側から城北立坑、この立坑は大阪府が既に立坑用地を取得しておりますので、ここを挟んで事業②、③の区間ということで 3 箇所に分けて事業の区域を設定しております。

続きまして事業概要書の事業区域の標準部のイメージですけれども、まず①と②の区間につきましては土被りが 69 ～ 71 m、事業区域が 15m の四角い形となっております。事業区域の③につきましては土被り 65 ～ 69 m、事業区域が約 12 m となっております。

続きまして事業概要書の使用及び開始の予定時期及び期間につきましては法第 21 条第 1 項の規定による告示の日から 5 の事業にかかる施設が 3 の事業区域に存続する限りという形で書かせて頂いております。

事業概要書の事業計画の概要ですけれども、事業名は一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業で、事業の目的及び内容は今回の冒頭でご説明した内容でございます。作業工程につきましては、事業着手から約 19 年間を見込んでおります。

計画位置につきましては事業区域①が都島区中野町五丁目～都島区都島本通二丁目、事業区域②は城東区野江三丁目～城東区関目二丁目、事業区域③が城東区古市一丁目となっております。

施設概要としては計画延長が約 14.3km、全体延長になります。計画高水流量が 250 m³/秒、これはポンプの排水能力を規定しています。最小曲線半径が 100 m で、最急縦断勾配が 1/37、これは現在トンネルが完成しているところから大深度の深さにまで落とす区間が最急縦断勾配になります。

事業概要書の A3 のページをご覧くださいませけれども、先ほど概要で示しました事業区域①、めくっていただきますと、城北川取水施設までが事業区域②、上流側が事業区域の③、大阪内環状線までの区間を大深度の申請区域と設定させていただいております。そこから上流の既に施設が完成している所、最後讃良立坑まで図面をつけております。

事業概要書の平面図に記載されております文章でございますけれども、「※本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 2 条第 3 項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。」ということと、「※本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。」ということ、「※本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。」ということ、「※本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。」という注釈をつけてございます。

続きまして縦断図ですけれども、これも事業区域の①～③を示してございます。大深度に関係ないところも縦断図に入っておりますが、深さ等の表記はしてございます。この縦断図の注釈につきましても先ほどの平面図と同様の注釈を表記してございます。

事業概要書の横断図に入らせていただきますが、横断図につきましては、表記しております約 13m、約 10m というのは施設自体の外径を示しておりますして、今回申請しております事業区域は施設の外側に約 1m の維持管理幅をとって四角になっております。

続きまして手続きについて、これは冒頭でご説明いただきましたので簡単にご説明申し上げますけれども、現在事業概要書を 10 月 17 日付で皆様の所へお送りしておりますので、今後調整をしていきまして、私どもの方で現地調査等を進めさせていただきまして、大深度地下使用の認可申請へと向かっていきたいと思っております。

事業間調整の手続きにつきましては先ほどからご説明を申し上げます通り、10 月 17 日に事業概要書の告示・縦覧を始めておりまして、現在、大阪府都市整備部河川室、寝

屋川水系改修工営所、鶴見区役所様、城東区役所様、都島区役所様において、11月15日までの間縦覧させていただいております。事業間調整の申出につきましては大深度地下使用法第4条に定める事業者の方を対象としておりますが、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整についての申し出をいただければと思います。申出の方法につきましては郵送もしくは持ち込みで大阪府都市整備部河川室河川整備課までお願いします。11月15日事業概要書縦覧の満了を予定しております。以上でご説明を終わらせていただきます。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。次の議題の方に入らせていただきたいと思います。

その他 (仮称) 淀川左岸線延伸部の事業間調整結果について

○司会

続きまして、「その他」の議事として、「(仮称) 淀川左岸延伸部の事業間調整結果について」、近畿地方整備局 道路部 計画調整課 東岡課長補佐よりご説明お願い致します。

○近畿地方整備局 (近畿地方整備局 道路部 計画調整課 東岡課長補佐)

私、近畿地方整備局 道路部 計画調整課の東岡でございます。私の方からはご紹介頂きましたとおり、前回7月28日の第5回の幹事会におきまして、構成員に情報共有あるいは所管の事業者さんに周知の方を行って頂きました淀川左岸延伸部の事業間調整結果について皆様にご報告申し上げるところでございます。

まず表紙をめくっていただきまして、事前の事業間調整手続き(法第12条)と書いてある所でございます。結果といたしまして、平成28年8月26日に事業概要書の縦覧満了日を迎えましたけれども、その時まで縦覧された方が複数名おられました。また電話等の問合せも複数ありましたが、申出は全くございませんでした。ということで事前の事業間手続きの終了というところでございます。この結果を資料5として添付しております記者発表資料とし、8月31日に整備局から記者発表として周知を図ったところでございます。

続きまして、2. 環境影響評価・都市計画決定に関する手続き状況としまして、今後の淀川左岸線の動きでございます。平成28年9月、国土交通大臣から環境影響評価書に対する意見を大阪府さん・大阪市さんに送付させていただきまして、大阪府さん・大阪市さんの方で評価書の補正を実施されて、大阪市さんの方では10月17日に都計審が開かれまして、承認いただいたとお聞きしております。また、大阪府さんの方におかれましては10月31日に都計審を予定されているというところでございます。今後の予定でございますが、この審議結果を踏まえまして必要な手続きを進め、早期の都市計画決定を目指していくというところでございます。以上でご報告を終わらせていただきます。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

閉 会

○司会

これで予定されている議事はすべて終了となります。

国土交通省 都市局 井崎都市政策課長から何かございますでしょうか。

○国土交通省（国土交通省 都市局 都市政策課 井崎課長）

国土交通省都市局で課長をしております井崎でございます。本日の幹事会では大阪府で事業を進めておられます寝屋川北部地下河川につきまして、事業概要等についてご説明いただきました。現在事前の事業間調整ということで、11月15日にかけて事業概要書の公告・縦覧が実施されているところでございますが、本日の幹事会を踏まえ、幹事の各構成員の皆様におかれましては所管する事業者への周知を進めていただくようお願い申し上げます。

また、その他ということで報告がありました近畿地方整備局で進めておられます淀川左岸線延伸部につきましては、お陰様で事業間調整が終了したということでございます。

この2つの計画につきましては、一部の区間で経路が隣接するということがありますし、今後都市計画決定、環境影響評価といった手続きを進めていくこととしております。今後とも事業の計画調整にあたって、引き続き幹事の皆様のご協力をお願いできればと思います。本日はどうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を閉会させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

以 上